別表十二（十二の二）　記載要領

1　この表のⅠは、法人が震災特例法第18条の3（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の3（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「積立限度額　(5)」の欄は「当期積立額　(4)」の欄の金額を損金の額に算入しないで、かつ、別表四「44」又は別表四の二付表「50」の金額を損金の額に算入して計算した場合の当該事業年度の所得の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額のうち当該連結法人に帰せられる金額を記載すること。

「10年間均等益金算入額

3　(8)×$\frac{\text{(9)の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載すること。}}{120}$」

4　この表のⅡは、法人が震災特例法第18条の4第1項（再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の4第1項（連結法人の再投資設備等の特別償却）の規定の適用を受ける場合に、別表十六㈠、別表十六㈡、別表十六㈢又は別表十六㈤と併せて記載すること。

別表十四㊀の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の1号を加える。

4　「所得金額仮計（別表四「26の①」）(7)」及び「所得金額仮計（別表四「26の①」）(29)」の各欄は、震災特例法第18条の3第1項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を記載すること。

別表十四の二の記載要領に次の1号を加える。

3　「連結所得金額仮計（別表四の二「35の①」）(7)」の欄は、震災特例法第26条の3第1項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「35の①」の金額を記載すること。

別表二十一の㊀中「農業経営基盤強化準備金」の下に「、再投資等準備金」を加え、同表の㊁中「農業経営基盤強化準備金積立額」の下に「、再投資等準備金積立額」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表十㊂の記載要領の改正規定は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　改正後の法人税法施行規則別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

○経済産業省令第一号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第一項及び第二項、第四条第一項から第三項まで及び第六項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第七条の二第二項、第七条の四第一項及び第二項、第七条の七、第七条の九第一項並びに第七条の十第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のとおり改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第三条第1項第五号中「日メキシコ協定」という。）」の下に「又は同条第十二号に掲げる経済連携協定（以下「日ペルー協定」という。）」を加え、「メキシコ合衆国」を「当該申請に係る経済連携協定の締約国（法第二条第二項に規定する締約国をいう。）」に改める。

第六条第1項の表に次のように加える。

十二　日ペルー協定	様式第三十
	様式第三十一

第六条第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の1項を加える。

4　経済産業大臣は、申請に係る物品が外国に向けて送り出された後に日ペルー協定に係る法第三条第一項の規定による発給の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定により第一種特定原産地証明書の発給をしなければならない。

一　第五条の規定による審査の結果、当該申請に係る物品が特定原産品であると認められること。

二　当該申請が日ペルー協定第五十五条第一項に掲げる場合のいずれかに該当すること。